

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月25日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
総括長 新川 浩二

1 調達内容

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 調達件名 | NHO学生フォーラムバス送迎業務委託 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 入札説明書による |
| (3) 履行日 | 平成30年7月20日(金) |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による |
| (5) 入札方法 | |

入札金額については、(3)に定める履行日に行う(1)で定める調達件名の履行に要する一切の費用を含めた金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参

加させないことができる。

- (3) 全省庁統一参加資格において「役務の提供等」の等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 提供される役務を、経理責任者が指定する日時、場所において実施できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸四丁目1番1号

(独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター内)

独立行政法人国立病院機構 東海北陸グループ 経理係

電話 052-968-5171 内線414

- (2) 入札書の受領期限

平成30年6月13日(水) 17時00分

*郵送の場合は、当日17時00分までに必着とする。

- (3) 開札の日時及び場所

日時：平成30年6月14日(木) 14時00分～

(会場の受付13時40分～14時00分)

場所：独立行政法人国立病院機構東海北陸グループ 会議室

4 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書と、2(3)の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約の相手方の決定方法

当方契約細則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (7) 詳細は入札説明書による。